

令和5年度 境港市小規模保育事業指導監査実施計画

1. 基本方針

小規模保育事業を行う事業所に対して、児童福祉法及び子育て支援法の規定により、境港市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことを目的とする。

2. 指導監査の方式及び回数

(1) 一般指導監査

関係法令・通知及び境港市小規模保育事業指導監査実施要綱に基づき、1年に1回実地により実施する。

ただし、令和5年度においては、境港市小規模保育事業所指導監査実施要綱第8条第1項第2号の規定により、前年度の指導監査結果等から良好に運営されていることが認められるため、実地による検査を行わず、指導監査資料等の提出を求める。

(2) 特別指導監査

事業の運営等に問題を有する事業所を対象に実施する。

3. 指導監査の重点事項

(前年度の指導監査の結果、) 国の通知等を踏まえ、以下を令和5年度の重点事項とする。

(1) 事故発生の防止等の徹底

事故発生の防止対策、発生時の対応等について確認し、その適正化を図る。

(2) 虐待等の禁止の徹底

虐待を未然に防ぐための対策、発生後の対応等について確認し、その適正化を図る。

4. 令和5年度指導監査実施施設

NO.	施設名	対象年齢	定員	所在地
1	夕日ヶ丘ひまわり保育園	0～2歳	19人	夕日ヶ丘2丁目27番地
2	サンライズキッズ保育園境港園	0～2歳	19人	中野町5561番地